

富士市クリーンパートナー活動マニュアル

1 ごみの収集について

清掃活動で集めたごみは、水曜日に新環境クリーンセンターが収集します。収集を希望する1週間前までに新環境クリーンセンターにご連絡ください。

なお、ごみの収集は富士市内のみです。他市町内におけるごみの収集はいたしません。

○新環境クリーンセンター 電話(0545)35-0081

※土砂の回収はできません(自己処理をお願いします)。

※ごみの収集場所は皆さんでご用意ください(市役所駐車場等における保管はできません)。

2 美化活動について

- ・活動区域内における落ち葉、空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集
- ・活動区域内における雑草類の草取り
- ・活動区域内の情報の提供

その他の美化活動については、市民の皆さんと協議をして決定します。

3 情報提供について

次のような事項がありましたら、環境総務課までご連絡ください。

- ・道路の破損(穴など)
- ・樹木の損傷
- ・その他市に報告の必要があると思われる美化活動のこと

4 活動の条件

市道や市の公園における清掃活動をお願いします。

回数や規模における条件はありませんので、皆さんができる範囲でお願いします。

5 支給物品

美化活動に必要な以下の物品を支給します。

- ・竹ぼうき
- ・土間ぼうき
- ・チリトリ
- ・火バサミ
- ・軍手
- ・エプロン
- ・ごみ袋

※ただし予算の都合上、ご希望どおりに支給できない場合があります。

6 活動報告

活動状況について、毎年4月に活動報告書(第3号様式)をご提出ください。

7 活動を辞める場合

活動辞退届出書(第4号様式)を送付いたしますので、環境総務課までご連絡ください。

【問い合わせ】

〒417-8601 富士市永田町1丁目 100 番地

富士市環境部環境総務課

電話:(0545)55-2901 FAX:(0545)51-0522

E メール:ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp